

エックスモバイル株式会社

幻冬舎 MOBILE コンテンツサービス 利用規約

令和 6 年度 8 月 1 日版

エックスモバイル株式会社（以下、「当社」といいます）は、“幻冬舎 MOBILE コンテンツ利用サービス”に関する利用規約（以下、「本規約」といいます）を以下のとおり定め、これにより“幻冬舎 MOBILE コンテンツサービス”を提供します。

第一章 総則

第 1 条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

1. 「コンテンツ利用サービス」（以下、「本サービス」といいます）とは、この規約に基づいて提供される当社のサービスの総称をいいます。
2. 「コンテンツ利用サービス契約」とは、本サービスの利用に関する契約をいいます。
3. 「契約者」とは、本サービスの契約者をいいます。

第 2 条（契約の単位）

1. 当社は、幻冬舎 MOBILE 通信サービス契約、幻冬舎 MOBILE Wi-Fi 通信サービス毎に一の本サービス契約を締結するものとします。

第 3 条（本契約）

1. 契約者は、本規約およびその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 当社は本規約を変更する事があります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。

第 4 条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）

1. 本サービスの利用規約は、本サービスの利用希望者が 幻冬舎 MOBILE 通信サービス利用規約、幻冬舎 MOBILE Wi-Fi 通信サービス利用規約及び本規約に同意の上で、当社が別途定める手続きに従い 幻冬舎 MOBILE 通信サービス、幻冬舎 MOBILE Wi-Fi 通信サービ

スへの申し込みをし、当社が当該希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. 本サービスの開始日は、当社が指定するものとします。
3. 当社は、申し込みがあった時は、これを承諾するものとします。但し、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
 - 1 本サービス利用の申込者（以下、「申込者」といいます）が当社の提供するサービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - 2 申込者が第9条（利用停止）第1項各号の事由に該当するとき
 - 3 申込者が、申込以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、且つ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
 - 4 申込に際し、当社に対し殊更虚偽の事実を通知したとき
 - 5 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することが出来ないクレジットカードを指定したとき
 - 6 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき
 - 7 18歳未満であるとき
4. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。
5. 当社は、本条第3項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合における承諾を留保または拒絶するものとします。
6. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際に当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

第5条（権利の譲渡制限等）

1. 契約者が、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。
2. 契約者は本サービスを再販売する等、第三者に本サービスを利用させることはできません。

第二章 本サービス

第6条（優先順位）

1. 本サービス利用前提となる、幻冬舎 MOBILE 通信サービスに関する契約は、” 幻冬舎 MOBILE 通信サービス 利用規約” が適用されます。幻冬舎 MOBILE Wi-Fi 通信サービスに関する契約は、” 幻冬舎 MOBILE Wi-Fi 通信サービス 利用規約” が適用されます。
2. 本規約と 幻冬舎 MOBILE 通信サービス 利用規約もしくは幻冬舎 MOBILE Wi-Fi 通信サービス 利用規約に齟齬があった場合は、本規約を優先するものとします。

第7条（契約者の禁止事項）

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は事前の通知なく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

1. 当社もしくは他人が所有もしくは占有する財産を侵害し、または侵害する恐れのある行為
2. 当社もしくは他人の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、その他の権利または利益を侵害する行為
3. 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を著しく毀損する行為
4. ウェブサイトに虚偽の情報を入力するなど、当社に対して虚偽または誤解を生じさせる情報を申告する行為
5. 第三者のユーザ ID（アカウント）を利用する行為。第三者になりすまして本サービスを利用する行為
6. ユーザ ID（アカウント）を第三者に譲渡または貸与する行為
7. 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
8. 不正アクセスを実施し、または試みる行為
9. 当社による本サービスの運営を妨害する恐れのある行為
10. その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
11. その他、当社が不相当と判断する行為

第三章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第 8 条（提供の中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - 1 当社または協定事業者もしくは携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - 2 対象コンテンツサービスについて、当社の予期せぬ変更があり提供が困難になった場合
 - 3 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき
2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第 9 条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
 - 1 当社サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）

- 2 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき
- 3 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき
- 4 第4条第5項に定める本人確認に応じないとき
- 5 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき
- 6 本サービスが違法な態様で使用されたとき

第10条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、前条第1項にかかわらず、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで、その契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者について、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することができます。

第11条（知的財産権）

本サービスに関する著作権、その他一切の権利は全て当社、または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、当社、または当社にライセンスを許諾している者からの著作権、その他一切の権利の使用許諾を意味するものではありません。

第12条（解約）

1. 契約者が幻冬舎MOBILE通信サービス契約もしくは幻冬舎MOBILE Wi-Fi通信サービス契約を解除したこと、またはそのほかの理由により当該契約が終了した場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

第四章 料金

第13条（料金）

1. 本サービスの利用による追加費用の支出は要しません。

第五章 損害賠償

第14条（無保証）

1. 当社は、本サービスにおいて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本契約者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証も含め、保証を行いません。

第 15 条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスの提供、変更、利用中止、利用停止若しくは廃止、本サービスを通じて提供される情報などの流出若しくは消失など、またはそのほかの本機能に関連して発生した契約者または第三者の損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第六章 雑則

第 16 条（情報の収集）

当社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 17 条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けてないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - 1 反社会的勢力に属していること
 - 2 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - 3 反社会的勢力を利用していること
 - 4 反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - 5 反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していること
 - 6 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辭を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 18 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、事前に契約者に告知します。

第 19 条（本サービスの変更等）

1. 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。ただし、会員によって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。
2. 当社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休廃止できるものとします。

第 20 条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、月額利用等本サービスにかかわる債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等が定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

第 21 条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 22 条（協議）

当社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 23 条（その他）

1. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
2. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

3. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

